



会報 ちばひがし

79

将来の 日本を支える 消費税

創立60周年記念特別号



千葉東間税会創立60周年記念式典

三井ガーデンホテル 4階 天平の間 令和6年6月26日(水)

目次 contents

ご挨拶	会長 今野文明	2
着任のご挨拶	署長 高橋 正	3
第60回通常総会開催報告		4
創立60周年記念式典・祝賀会		5～7
写真で見る創立60周年事業		8～9
国税庁からのお知らせ		
STOP! 免税店制度の不正利用など		10～11
千葉東間税会理事会報告		12
合同講演会開催 / 東税務署人事異動状況		13
福利厚生制度のご案内		14～15
拡大役員会・行事予告案内		16

《一者一人会員紹介キャンペーン運動》

年末年始の3ヵ月間は、
会員増強キャンペーン運動期間中です!

『2024年 増強目標30名』

今後の消費税の行方を学び、必要な提言もする
団体として間税会の役割は、益々重要性を増して
くるものと確信しています。

一人でも多く賛同者を得て、輪を拡げたいものです。
会の活動内容を判りやすくした「間税会のしおり」
も作成しましたので、お役立てください。

その他の必要書類や資料・チラシは、事務局にご
連絡いただければ、直ぐに手配いたします。
ご連絡をお待ちしております。

消費税完納運動実施中



ご挨拶

千葉東間税会 会長 今野文明

千葉東間税会の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと、心よりお喜び申し上げます。平素より千葉東間税会の活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本年度6月26日に挙行をさせて頂いた、第一部の第60回通常総会では、皆様方のご尽力で、全議案ご承認を頂けたことを改めてご報告をさせて頂きます。

また、第二部では、千葉東税務署、前署長、大関吉則様の「税務行政の将来像」という演題で素晴らしい記念講演を頂き、そして第三部の創立60周年記念式典では、神谷千葉市長、千葉県間税会連合会加藤会長をはじめ大変多くのご来賓の方々にご臨席を賜り、盛大に挙行できたことに厚く御礼申し上げます。

この記念式典挙行にあたり、ご尽力を頂いた全ての方に心より感謝を申し上げます。

今回、創立60周年記念誌の作成にあたり、阿佐広報委員長と長坂副会長に大変なご努力を頂きましたが、そのお陰で60周年の歴史を振り返ることができました。

改めて、設立時の諸先輩諸兄姉のご努力を受け継ぎながら、新たな歴史を築くため、更なる活動を歩んで参りたいと考えさせて頂きました。

今後も微力ながら「不易流行」の思いで全力を尽くしたいと考えておりますので、皆様の変わらぬご支援、ご協力をどうぞお願い申し上げます。

7月の署の定期人事異動に際しましては、大変お世話になりました大関吉則署長が退任され、後任として高橋正新署長をお迎え致しました。

また、当会担当副署長の福井智子氏の後任として谷口典子氏が着任、法人課税第一部門統括官の山崎幸弘氏の後任として子安紳夫氏がご着任、上席国税調査官の吉野正也氏の後任として山口敏幸氏がご着任し、新たに当会の活動をご担当して頂きます。

来月からの年末の3ヵ月間は「一者一人会員紹介キャンペーン運動」期間です。昨年度は、20名の増強ができました。本年度2024年は「増強目標30名」を掲げ一人でも多くの地域の賛同者を得て活動の輪を広げたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

我が、千葉東間税会は「消費税の啓発活動及び租税教育活動の推進」という様々な「税」に関する大きな役割を担い、こうして創立60周年を向えましたが、消費税に関しては、新しい元年、新時代を迎えたと思っています。

それは、昨年の10月より、新しい消費税の適格請求書等保存方式「インボイス制度」が導入されました。これからの消費税の行方を学び、必要な提言もする団体としての、この千葉東間税会の役割は、今後益々重要性を増してくると、私は確信をしています。

最後に会員の皆様と「強い絆」を持った活動ができるよう精進してまいりたいと思いますので、皆様の変わらぬご支援、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



着任のご挨拶

千葉東税務署長 高橋 正

千葉東間税会の今野会長をはじめ、役員・会員の皆様方におかれましては、日頃から税務行政に対する深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動で、千葉東税務署長を拝命いたしました高橋 正（たかはしただし）と申します。前任の大関署長同様、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単に自己紹介させていただきます。

出身は、新潟県南魚沼市です。平成3年から現在まで、千葉市（美浜区・稲毛区・花見川区）に30年以上住んでおります。

経歴は、昭和58年4月に採用され、練馬税務署の所得税部門に配属以後、税務署では、館山税務署、江戸川北税務署、渋谷税務署、麻布税務署、金沢税務署（金沢局）、千葉南税務署に勤務いたしました。

また、東京国税局では、総務部に16年、課税第一部に7年、調査第一部に2年勤務いたしました。

昨年は東京国税局課税第一部次長を務めさせていただきました。

大関前署長とは、奇妙な縁で、2年連続で新旧事務引継を行いました。

そして、今回、長年住み慣れた千葉県の行政、経済の中心地を管轄する千葉東税務署の署長として勤務することができ、歴史ある千葉東間税会の皆様方と各種行事での交流・親睦や意見交換ができますことを心より嬉しく思っています。

千葉東間税会におかれましては、租税教育推進の一環として小中学生を対象とした「税の標語」の募集活動を行うほか、「世界の消費税」を記したクリアファイルの配布、消費税定着推進運動・消費税完納運動の推進、インボイス制度の周知・広報など、地域に密着した様々な啓発活動及び広報活動を熱心に取り組んでいただいております。このような活動を通じて、地域の活性化と発展に貢献していくことは、私どもにとりましても大変心強く、皆様方の熱意ある活動に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国税庁の税務行政DX（デジタルトランスフォーメーション）では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、所得税・相続税・消費税・法人税など各税の電子申告（e-Tax）、キャッシュレス納付や納税証明者のオンライン請求などデジタル化を推進しております。

世の中のデジタル化の普及・進展に伴い、税務行政のデジタル化もこれまで以上に推進する必要がございます。

引き続き、更なる制度の周知・広報に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

結びに、千葉東間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

千葉東間税会 第60回通常総会・創立60周年記念式典・

■第1部 第60回通常総会



開会の言葉を述べる高梨副会長



総会は今野会長が議長で進行



議案説明をする長坂副会長



監査報告をする阿佐監事

令和6年度 第60回通常総会は、6月26日(水)三井ガーデンホテル千葉にて開催されました。本総会は千葉東税務署長の大関吉則様をはじめ、多くのご来賓をお迎えし、また、多数の会員が一堂に会し、盛大に行われました。

総会は午後4時に開会し、副会長高梨園子氏による開会のことばで幕を開けました。続いて、会長の今野文明氏が挨拶に立ち、「この創立60周年を機会に、会員同士の絆を深めていきたい」と述べられました。また、これまでの先輩各位への感謝と敬意を表すとともに、今後の活動においても引き続き会員の皆様のご協力をお願いしたいとの力強いメッセージが発信されました。

本総会では、令和5年度の事業報告および決算報告が審議され、全会一致で承認されました。また、令和6年度の事業計画案と収支予算案も提案され、今後の活動方針が明確に示されました。特に、組織強化に努め、税務行政協力団体としてさらなる貢献を目指す方針が示されました。



ご来賓 左から大関署長、福井副署長、山崎統括官、吉野調査官



その後、報告事項として、新たな福利厚生制度の導入についても説明があり、会員の福祉向上に向けた取り組みが紹介されました。

最後に、副会長の森山浩一氏が参加者全員に感謝の意を表し、総会は無事に終了しました。今後も会員相互の結びつきが強まるよう、努力してまいりますので、引き続き皆さまのご協力をお願い申し上げます。

祝賀会が盛大に開催される

■第2部 記念講演会

2024年6月26日、千葉東間税会は創立60周年記念式典・祝賀会を盛大に開催しました。会場となった三井ガーデンホテル千葉には、約110名の会員と多くの来賓が集い、記念すべき節目を祝いました。

式典の冒頭では、千葉東税務署長の大関吉則氏による記念講演が行われました。演題は「税務行政の将来像」であり、大関署長は、税務署の現状と、今後のIT化による革新について、わかりやすく説明いただきました。特に、電子申告の普及やAIを

活用した税務処理の効率化が、今後の税務行政において重要な役割を果たすことを強調されました。これにより、税務署の業務が一層効率的かつ透明になることが期待されます。

講演を通じて、私たちもこれまでの申告方法を見直し、時代の変化に対応するために大きな変革を遂げなければならないと強く感じました。また、税会としても、電子申告の普及促進に一助を担う必要があると痛感しました。



謝辞で入会を勧められ入会宣言の大関署長

千葉東間税会 創立60周年記念式典・祝賀会

■第3部 創立60周年記念式典・祝賀会

続いて行われた祝賀会では、千葉市長の神谷俊一氏をはじめ、数多くのご来賓から祝辞を賜りました。神谷市長は、千葉東間税会がこれまで培ってきた信頼と協力の絆を称賛し、今後の更なる活躍を期待する旨を述べられました。

祝賀会の重要な一環として、長年にわたり間税会活動に尽力された功労者の表彰が行われました。表彰者たちは、税務知識の普及や納税意識の向上、さらには地域社会への貢献など、多岐にわたる分野で顕著な功績を残してきた方々です。彼らの尽力が、間税会の発展と地域社会

の安定に大きく寄与してきたことが讃えられ、会場は感謝と敬意の念に包まれました。

その後、祝賀会のハイライトとして、世界で活躍するジャズミュージシャン大原保人さんによるジャズセッションが披露されました。彼の繊細で力強い演奏は、会場を魅了し、参加者一同が音楽の力に酔いしれるひとときとなりました。

式典は、間税会の歴史と未来を見据えた意義深いひとときとなり、参加者は互いの絆を再確認し、新たな決意を胸に次のステージへと向かうことを誓いました。



今野会長



大関税務署長



神谷千葉市長



加藤県間連会長



■第3部 創立60周年記念功労者表彰



山本名誉会長（代理：山本剛様）



板倉常任理事



一澤常任理事



山口相談役



阿佐監事

写真で見る創立60周年記念式典・祝賀会



福井副署長による乾杯



Ayukoさん



大原保人トリオによる演奏で華やかな宴に





山口相談役による中締め

千葉日報令和6年7月2日付掲載



千葉東間税会（今野文明会長）は、創立60周年記念式典を千葉市中央区のホテルで開いた。会員ら約100人が駆け付けて節目を祝い、さらなる飛躍へ決意を新たにした。

式典のあいさつで、今野会長はコロナ禍で活動が停滞した厳しい期間を振り返り、「新しい生活様式の下、経済が活性化し、記念式典を開催できた。会員同士の絆を深めていきたい」と同会発展へ力を込めた。千葉東

税務署の大関吉則署長が「新しい生活様式の下、経済が活性化し、記念式典を開催できた。会員同士の絆を深めていきたい」と同会発展へ力を込めた。千葉東

税務署の大関吉則署長が「新しい生活様式の下、経済が活性化し、記念式典を開催できた。会員同士の絆を深めていきたい」と同会発展へ力を込めた。千葉東



大原保人氏と当日スタッフで

千葉日報社発行

不正な免税 110番 ~STOP! 免税店制度の不正利用~

国税庁では、**免税店制度を悪用している『人物』及び『店舗』**に関する情報を国税庁ホームページで受け付けています。

○ 通報窓口『不正な免税 110番』

免税店制度を悪用している個別・具体的な情報をお持ちの方は、国税庁ホームページの
[「情報提供フォーム」](#)に情報を寄せください。



○ 具体的な情報の例

- ・ 免税店において、不正な免税購入（転売目的での免税購入）を行っている者・グループに関する情報
- ・ 免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者（いわゆるブローカー）に関する情報
- ・ ブローカーと通じて、不正に免税販売を行っている免税店に関する情報
- ・ 免税購入品を買い取る者又は店舗に関する情報

※ 上記に関する情報については、具体的な手段・方法に関する情報、人物・グループに関する情報、不正購入しているグループ等が使用している車両に関する情報、悪用されているパスポートに関する情報などその内容は問いません。

○ 輸出物品販売場制度（免税店制度）の不正利用について

免税店における不適切な免税販売や免税購入した者による免税購入品の不正な横流し等が疑われる事案が相次いでいます。こうした事態に対して、令和6年度税制改正の大綱において、抜本的な制度の見直しが明示されたところ、そうした見直しが行われるまでの間においても、制度の適正運用に向けて取り組んでいくことが重要です。

○ 国税・税関当局の取組について

要件を満たさない不適切な免税販売については、引き続き、厳正に対処してまいります。

国内での転売については、その購入者はもとより、免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者（いわゆるブローカー）に対しても積極的に対処してまいります。

空港での巡回を実施し、免税購入者に対する持出確認を強化します。

『不正な免税 110番』に寄せられた、本制度の不正利用に関する情報に機動的に対応します。

○ 本制度の適切な利用に向けてご留意・ご協力いただきたいこと

制度の不正利用に対しては、国税・税関当局が連携し、引き続き、厳正に対処してまいります。

また、免税店を運営する事業者におかれましても、改めて不審な購入者にご留意いただくとともに、制度の適正な利用へのご協力を引き続きお願いいたします。

免税店には、免税購入された方に「出国時に税関へパスポート等を提示しなければならない」などの説明義務が課せられています。引き続き、その徹底をお願いいたします（※）。

転売が疑われる買い回りや多量の購入などの不正購入に対して免税販売した場合は、免税販売の要件に該当せず、その販売について、消費税を免除することはできません。このような不審な購入に対応するため、一定の基準を設けて免税販売を行っている事例もあります。

※ 国税庁ホームページの「[輸出物品販売場における輸出免税について](#)」において、
購入者への必要な説明事項を記載したリーフレット（英語版、中国語版、韓国語版
及び日本語版）を掲載していますので、免税販売時にご活用ください。



令和6年5月
国 税 厅

輸出物品販売場制度に関する消費税法改正等のお知らせ

免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

1 改正の概要

令和6年4月に消費税法の一部が改正され、輸出物品販売場（以下「免税店」といいます。）で消費税が免除された物品（以下「免税購入品」といいます。）であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、その仕入れに係る消費税額については、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用

2 仕入れ時に免税購入品と疑われる事例

次のような場合、仕入れる物品が免税購入品である可能性がありますので、ご注意ください。

【古物商等として買取りを行う場面】

- ・ 本人確認書類等から、日本に居住の事実がない非居住者からの買取りであると認められる場合
- ・ 本人確認書類として提示された書類の偽造が疑われる場合
- ・ 持ち込まれた物品に免税用のパッケージがされていた（又はされていた痕跡があった）場合
- ・ 同種同等の物品について、大量又は定期的に買取りを求められた場合
- ・ 買取時の確認の際、本人確認書類等を提示した本人ではなく、付添人が主導的に対応するなど、持込者が購入した（又は所持していた）物品でないことが疑われる場合
- ・ 高級物品の買取りを求められた場合において、持込者の様子などから当該高級物品の所有者であることに疑いがある場合

【卸売業者等からの仕入れの場面】

- ・ 仕入れの相手先と主にSNSでやり取り等している場合に、当該相手先が同一のアカウント名等でSNSにおいて免税品購入に関するアルバイト（いわゆる買い子）を募集しているなど、輸出物品販売場制度を不正利用していることが疑われる場合

3 免税購入品と疑われる事例への対応

免税購入品であると知りながら仕入れていたと認められた場合には、仕入税額控除が認められないこととなります。そのため、疑わしい物品の仕入れに当たっては、本人確認等を確実に行っていただき、また、物品の調達先など取引内容について仕入先に確認し、その記録を残すといった対応や、現金で買い取らず、本人の口座へ振込みするなどの対応を行う、場合によっては仕入れそのものを避けるといった対応を取ることが考えられます。

（注） 令和5年10月1日から開始した適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、古物商等の行う一定の取引については、適格請求書等の保存が不要（帳簿のみの保存）で仕入税額控除の適用を受けることができる特例（古物商等特例）が設けられていますが、免税購入品であることを知りながら行った課税仕入れについては、古物商等特例の適用の有無にかかわらず、仕入税額控除の適用を受けることができません。

お知らせ

○ 輸出物品販売場制度の見直しについて

多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入品を所持していない外国人旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報（仮称）の保存を求める」とことされ、これにより、出国時に税関において免税購入品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す方向性が明示されました。

なお、具体的な制度の詳細については、令和7年度税制改正において結論を得ることとされています。

千葉東間税会理事会報告

令和6年4月12日、千葉市美術館11階のレストラン「盛山美術館店」にて、令和6年度理事会が開催されました。会場は、美術館の高層階に位置し、美しい展望を楽しみながら、和やかな雰囲気の中で進行しました。盛山は、西澤会員が経営するレストランで、美術館の訪問者にも人気があります。

今回の理事会には、理事総数32名中委任状参加を含め26名の理事が参加し、さらに福井智子副署長をはじめとする千葉東税務署の幹部が来賓として出席されました。福井副署長からのご祝辞もいただき、間税会との連携強化が確認されました。

会議では、令和5年度の活動報告および令和6年度の事業計画が審議されました。会議の冒頭では、今野会長より能登半島地震による被災者へのお見舞いが述べられ、引き続き復興支援への協力が確認されました。また、昨年10月から導入されたインボイス制度についても言及され、今後ますます消費税関連の問題が重要になることが強調されました。

議題の中心は、創立60周年を迎える令和6年度の活動計画案で、記念式典の実施や、会員拡充を目指す活動の強化、さらには「消費税完納運動」の更なる推進など、今後の具体的な取り組みが議論されました。

その後の懇親会では、山崎幸弘統括官と吉野正也調査官からもご挨拶をいただき、税務署と間税会の今後の協力体制について感謝と期待の言葉が述べされました。懇親会は、和やかな雰囲気の中で進行し、山口相談役による中締めで会を締めくくりました。山口相談役は、今後も会の活動に対する協力と税務署様との一層の連携を強化することを強調しました。



冒頭挨拶する今野会長



提出議案を説明する長坂副会長



女性部の活動状況

千葉東間税会女性部と千葉商工会議所女性会と 千葉市女性団体連絡会との合同講演会開催



千葉東間税会女性部は、4月19日(金)に、今年度第1回目の3団体合同講演会を開催し、44名の皆様にご参加頂きました。

第1部は、千葉市環境保健研究所所長の前嶋寿様を講師に迎え「ウイルスによって起こる病気と予防」についてご講演頂きました。

感染症の分類や、食べ物、動物等の媒体別による

副会長・女性部長 高梨園子

ウイルス性疾患の症状及び予防法について、ユーモアを交えたご説明を頂きました。

第2部では、千葉東税務署署長の大関吉則様を講師に迎え「ふるさと税」についてご講演頂き、大関署長の故郷である銚子市についてや「特攻の母」と呼ばれた鳥濱トメ氏が、戦後、税務行政に多大な貢献を為された様々なお取組についてご説明頂きました。

両講演共に楽しく、感動的なお話にも触れ大変勉強になり、有意義な時間を共有しました。



千葉東税務署人事異動状況

職名	新		旧	
	氏名	前任署等	氏名	転任署等
署長	高橋 正	東京国税局 課税第一部次長	大関 吉則	ご退官
法人担当副署長	谷口 典子	東京派遣監察官	福井 智子	税務大学校 教授
個人担当副署長	池崎 正之	成田税務署 副署長	大嶋 裕一	杉並税務署 特別調査官(資産)
総務担当副署長	井本 圭人	留任	井本 圭人	留任
総務課長	内門 伸二	川崎南税務署 総務課長	友野 広	柏税務署 特別調査官(法人)
法人課税第1部門 統括国税調査官	子安 紳夫	船橋税務署 法人1部門 統括官	山崎 幸弘	江東西税務署 特別調査官(法人)
法人課税第1部門 上席国税調査官	山口 敏幸	麻布税務署 法人課税第2部門	吉野 正也	東京国税局 査察審理課 査察官

千葉東間税会 福利厚生制度のご案内

「業務災害補償制度（経営ダブルアシスト）」のメリットとは？

企業経営には、災害や事故、取引先の倒産など、さまざまなリスクが付き物です。千葉東間税会では、これらのリスクに備えるため、会員向けに「業務災害補償制度」をご案内しています。この制度に団体で加入することで、保険料の割引が受けられ、企業の経営を手厚くサポートすることが可能です。

制度の主な特徴

1. リスク補償の充実

火災、地震、台風などの自然災害や従業員の過失、取引先の倒産リスクまで幅広くカバーします。

2. 事業継続のサポート

災害発生時には、事業を速やかに再開できるように資金や専門家の支援が受けられます。また、メンタルヘルスケアや法務・税務サポートも充実しています。

3. 保険料の大幅割引

一般的な契約よりも、**最大で58%の割引**が適用されるため、コストを抑えて効果的にリスク管理が行えます。

4. 精神障害・身元信用補償

従業員の精神的な問題にも対応し、企業の健全な経営をサポートします。

こんな企業様におすすめ

- **製造業**：設備の故障や自然災害による業務停止リスクに備えたい方
- **建設業**：工事現場での事故や天候リスクをカバーしたい方
- **サービス業**：従業員の不正行為や取引先の信用リスクに備えたい方

＜事例紹介＞ A社（製造業）は火災発生後、保険金の迅速な支払いと復旧支援により3ヶ月で業務を再開できました。B社（建設業）は、取引先倒産のリスクから経営の安定を実現しました。

詳細な資料のご請求やご相談は、お気軽に問い合わせください

株式会社あんしん保険センター（担当：佐藤）

TEL: 043-206-8088

FAX: 043-206-8089

千葉東間税会 福利厚生制度のご案内

最大約

全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度

58%
(*1)
(*2)
(*3)
割引

経営ダブルアシストのご案内

業務災害総合保険

2024年10月1日午後4時～2025年9月1日午後4時にご加入の場合



「業務災害補償制度」経営ダブルアシストの主な特長

●一般的の加入より最大約58%割引^{(*1)(*2)(*3)}

(*1) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%・健康経営割引5%(*4) (*5)
 (*2) 働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割り引きます。(*5) (*6) (*7)
 (*3) この割引は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用有無による保険料の差異とは異なる場合があります。
 (*4) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。
 (*5) 「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。
 (*6) 働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。
 (*7) 健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。

●法律上の賠償金や訴訟費用も補償

●保険料は、売上高で算出 掛金は全額損金参入可能

オプションをセットして

- 業務中の天災（地震・噴火・これらによる津波等）によるケガ等も補償！
- 天災でのケガ等による使用者賠償責任も補償！！
- パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇について、会社・役員・管理職の方などが損害賠償請求された場合も補償！

本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したもので、ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら下欄お問い合わせ先までおたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、「パンフレット兼重要事項説明書」の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

拡大役員会と税務署新幹部との懇親会

2024年9月11日（水）、三井ガーデンホテル千葉にて、千葉東間税会の令和6年度拡大役員会が開催されました。第1部の税務研修会では、千葉東税務署長の高橋正様が「税と私が心がけていること」をテーマに、消費税免税制度の改定内容や税務行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）について講演しました。

特に、納税手続きのオンライン化やAI・デー

タ活用の効率化に焦点が当てられ、危機管理など4つの「カンリ」に関する実践的なアドバイスもありました。

第2部の拡大役員会では、新任幹部の自己紹介が行われ、今後の活動予定が確認されました。

懇親会では、参加者同士の交流が深まり、和やかな雰囲気の中で会が閉会しました。



高橋新税務署長



森山副会長 開会のことば



高梨副会長による謝辞



行事予告案内

● 税を考える週間 駅前街頭広報活動

日時 令和6年11月8日(金)

場所 JR千葉駅前

● 納税表彰祝賀会

日時 令和6年11月12日(火)

場所 TKPガーデンシティ千葉

● バス視察研修会

日時 令和6年11月15日(金)

場所 鍛冶工房(多部田町)

● 新年賀詞交換会(法人会と共に)

日時 令和7年1月17日(金)

場所 京成ホテルミラマーレ